

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2011年1月31日

当社は、本日、原子炉等規制法^{※1}第37条第1項の規定に基づき、保安規定^{※2}の変更認可申請書を経済産業大臣に提出しましたので、お知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

保安規定の変更申請の概要は以下のとおりです。

【保安規定 第2編 廃止措置段階の原子炉施設編(1号炉及び2号炉に係る保安措置)】

「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請書の内容を踏まえ、保安規定の関係条文を変更します。

(廃止措置計画変更認可申請は、[2010年12月27日](#)お知らせ済み)

- (1) 廃止措置対象施設内で3、4、5号機または廃止措置対象ではない共用設備に係る工事を実施する場合の責任分担等を保安規定にも明確に記載します。
- (2) 解体工事準備期間中に管理区域内において廃止措置対象施設の設備・機器を他の原子炉施設または当該廃止措置対象施設で使用することを目的とした解体撤去に限り実施すること、および、この場合の確認事項を明確化します。
- (3) その他
記載の整合の観点から、記載の適正化を図ります。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以 上